

福岡県公報

平成18年6月30日
第2552号

目次

告示(第1252号-第1266号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (地方課) 2
- 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (地方課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課) 3
- 結核予防法に基づく指定医療機関の指定 (健康対策課) 3
- 結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (健康対策課) 3
- 保安林の所在場所等 (治山課) 4
- 保安林の所在場所等 (治山課) 4
- 保安林の所在場所等 (治山課) 4
- 県営土地改良事業の換地計画 (農地計画課) 5
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 5
- 福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第13条の2第1項に規定する不当な取引方法の廃止 (生活文化課) 6
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列に関する指針 (青少年課) 6

公 告

- 屋外広告物講習会の開催 (公園街路課) 7
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 7
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 8
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 9

公安委員会

- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課)10

雑 報

- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)11
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)12
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)12
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)13
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)13
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)14
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)14
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)15
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)16
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)16
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)17
- 西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)17
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)18
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)18
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)18
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)19
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)19
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)19
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)20
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)20
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)21
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)21

- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)21
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)22
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)22
- 西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会)22

正 誤

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（平成18年6月福岡県告示第1110号）中正誤23

告 示

福岡県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	宮ノ浦 前 原 線	前	糸島郡志摩町大字馬場1142番1先から 同郡同町大字馬場1141番1先まで	12.4 ～ 16.4	37.3
			後	同上	10.0 ～ 16.4	37.3

福岡県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	南良津 宮 田 線	宮若市鶴田1284番1先から 同市鶴田1285番1先まで

福岡県告示第1254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年3月24日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1255号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年3月31日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1256号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字稲留字牟田4番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市曾根577-7

吉富 直生

福岡県告示第1257号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 (今回変更した売りさばき所 福岡市博多区綱場町3-3 株式会社福岡銀行 博多支店)	平成18年6月19日
旧事項			福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 (今回変更した売りさばき所 福岡市博多区上川端町12-18 株式会社福岡銀行 博多支店)	

福岡県告示第1258号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所在地	指定年月日

18 第1号	健 1	結 号	宮部薬局	大牟田市大字宮部176	17・6・1
18 第2号	健 2	結 号	くぬぎ薬局	大牟田市今山2343-1	17・10・1
18 第3号	健 3	結 号	医療法人 吉野こども クリニック	大牟田市大字宮崎3113番地	17・12・1
18 第4号	健 4	結 号	医療法人古賀皮膚科医 院	大牟田市大字田隈字今町260-1	17・12・1
18 第5号	健 5	結 号	社会保険大牟田吉野病 院	大牟田市大字吉野字中尾1063	18・5・1
18 第6号	健 6	結 号	医療法人SSC 坂口 医院	大牟田市正山町1番地2	18・5・1
18 第7号	健 7	結 号	メンタルクリニック 滴水苑	大牟田市今山3444	18・5・15
18 第7号	健 7	結 号	辻芳郎歯科クリニック	大牟田市有明町2丁目2-21	18・6・1

福岡県告示第1259号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所在地	辞退年月日	
9 第21号	保 対 結 号	宮部薬局	大牟田市大字宮部176	17・5・31
49 第57号	予 結 号	江崎耳鼻咽喉科医院	大牟田市築町4-18	17・8・13
15 第8号	健 結 号	吉野こどもクリニック	大牟田市大字宮崎3113番地	17・11・30

56 第 84 号	予 結 号	古賀皮膚科医院	大牟田市大字田隈字今町260-1	17・11・30
4 第 99 号	保 対 結 号	義村歯科医院	大牟田市三川町1-26-43	18・4・30
8 第 135 号	保 対 結 号	坂口医院	大牟田市正山町1番地2	18・4・30

福岡県告示第1260号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川139の28、139の36、139の66

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松川139の28・139の36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1261号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字須恵字城山3の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山3の16（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
福岡市早良区大字小笠木字今畑1385の30、1385の14（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年6月12日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女郡広川町大字長延、大字吉常及び大字水原（広川東部第二地区）	換地計画書の写し	平成18年6月30日から平成18年7月31日まで	広川町役場

福岡県告示第1264号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
宗像市
- 2 事業の種類
宗像市観光物産館（（仮称）道の駅むなかた）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県宗像市江口地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定の理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である宗像市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成18年度宗像市一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、宗像市が「宗像市歴史・観光推進計画」に基づき、観光の中心拠点として、福岡県が整備する「道の駅」と併せて観光物産館の整備を行うもので、同館では、地元農水産物の物産品を販売するとともに、観光情報を提供することとしている。
宗像市は、恵まれた自然環境や豊富な歴史資源等、多彩な観光資源を有するが、

同市の観光は地域産業の活性化や雇用拡大に結びついていない状況にある。そのため、同市の観光産業の発展を図るために、農業、漁業、商工業と連携した観光産業の中心となる拠点の設置が求められている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、宗像市観光物産館（（仮称）道の駅むなかた）の整備により、同市における観光の拠点ができ、観光入込客数の増加、観光消費の促進、観光産業の発展が図られるとともに、福岡県が整備する「道の駅」と一体となって、観光拠点としての機能強化と相乗的な集客力の確保が期待でき、地域経済の活性化に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、交通の利便性、観光面の優位性等から5案について検討を行ったうえで、立地条件及び交通の利便性に優れ、景観等観光的利点も5案中最も高い、社会的に優れる案を採用している。

オ さらに、本件事業に係る起業地は、宗像市観光物産館（（仮称）道の駅むなかた）の整備に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

カ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、観光産業の発展、地域経済の活性化を図るため観光拠点を整備する必要があることから、早期に本件事業を施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件

を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、宗像市から申請のあった宗像市観光物産館（（仮称）道の駅むなかた）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

宗像市役所玄海庁舎（商工観光課）

福岡県告示第1265号

福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第13条の2第1項に規定する不当な取引方法（昭和63年12月福岡県告示第1883号）は廃止し、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1266号

福岡県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列に関する指導指針を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列に関する指導指針

1 趣旨

この指針は、福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号。以下「条例」という。）第16条の2第1項に定める有害図書類の区分陳列の方法について、適正な運用を図るため、福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成8年福岡県規則第14号）第5条に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

2 有害図書類の区分陳列の方法

条例第16条の2第1項に規定する「間仕切り等によって仕切られた場所等への陳列」により、有害図書類を他の図書類と区分する方法とは、具体的に次のいずれの場合にも該当する方法とする。

- (1) 間仕切り等によって仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。
- (2) 有害図書類の陳列場所に、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聞かせ、若しくは見せることができない旨を、見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字で掲示すること。

公 告

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開催の日時及び場所

開催期日	時 間	場 所
平成18年8月3日	午前9時50分から 午後5時30分まで	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎 3階 大集会室

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成18年8月3日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

- ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙による。）を添えて、最寄りの県土木事務所に提出すること。
- イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。
- ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

- ア 受講申込みの受付期間は、平成18年7月13日（木曜日）から同月26日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付はしない。
- イ 郵便による受講申込みは、平成18年7月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続その他の問い合わせは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土木事務所に行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

大牟田都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年7月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

吉野地区公民館研修室A（大牟田市大字白銀781-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成18年6月30日から7月14日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、大牟田市都市計画・公園課及び高田町建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年7月14日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

大牟田市都市計画道路3・3・6号昭和開岩本線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年7月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

吉野地区公民館研修室A（大牟田市大字白銀781-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・6号昭和開岩本線	起点 大牟田市昭和開 終点 大牟田市大字岩本字天神免 主な経過地 大牟田市大字甘木字猿町	約6,240メートル

(2) 閲覧

同案については、平成18年6月30日から7月14日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、大牟田市都市計画・公園課及び高田町建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年7月14日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年7月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

吉野地区公民館研修室A（大牟田市大字白銀781-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

イ 都市づくりの基本理念

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

ア 区域区分の決定の有無

イ 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画の決定等の方針

ア 土地利用に関する方針

イ 都市施設の整備に関する方針

ウ 市街地開発事業に関する方針

(2) 閲覧

同案については、平成18年6月30日から7月14日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、大牟田市都市計画・公園課及び高田町建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年7月14日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第169号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、公示する。

平成18年6月30日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成18年7月27日（木曜日） " 7月28日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年7月31日（月曜日） " 8月1日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	20,500円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額

特定第一種	14,750円	を減じた額
大型二種	22,050円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種		

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成18年7月19日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成18年7月19日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	技能検定員審査 (普通)に係る 額	技能検定員審査 (特定第一種) に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	6,750円	2,450円
3 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円
備考		
1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては5,050円を減ずるものとする。		
2 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては4,750円を減ずるものとする。		
3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあつては13,950円を減ずるものとする。		

別表2

審査細目	技能検定員審査 (大型第二種免許及び普通第二種免許)に係る 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円

2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずるものとする。	

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1801回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1801回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年7月5日から
平成18年7月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年7月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	50本

2	等	30,000円	500本
3	等	3,000円	3,000本
4	等	500円	250,000本
5	等	100円	500,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1802回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1802回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年7月6日から
平成18年7月12日まで
- 6 抽せん日 平成18年7月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年7月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	1,000,000円	2本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1803回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1803回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円

5 発売期間 平成18年7月20日から
平成18年7月26日まで

6 抽せん日 平成18年7月28日

7 当せん金支払開始日 平成18年8月2日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	2本
3 等	10,000円	250本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1804回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1804回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成18年7月20日から
平成18年8月2日まで

6 当せん金支払開始日 平成18年7月20日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	5本
2 等	100,000円	80本
3 等	50,000円	150本
4 等	10,000円	1,000本
5 等	500円	250,000本
6 等	100円	500,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1805回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1805回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年8月3日から
平成18年8月9日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年8月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000円	1,800本
ワンチャンス賞	500円	150,000本

- 8 注意事項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1806回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1806回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年8月3日から
平成18年8月9日まで
- 6 抽せん日 平成18年8月11日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年8月16日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2等	1,000,000円	2本
3等	30,000円	50本
4等	10,000円	500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

- 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1807回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1807回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年8月17日から
平成18年8月30日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成18年9月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年9月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	10,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	44本
2 等	1,000,000円	45本
3 等	500,000円	135本
4 等	1,000円	45,000本
5 等	200円	450,000本
夏・キラキラ賞	10,000円	4,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1808回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1808回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成18年8月23日から
平成18年9月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年8月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	50本
2 等	50,000円	150本
3 等	5,000円	1,500本
4 等	500円	250,000本
5 等	100円	500,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1809回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1809回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年9月7日から
平成18年9月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年9月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	200,000円	60本
2 等	50,000円	120本
3 等	5,000円	1,200本
4 等	500円	150,000本
5 等	100円	300,000本

8 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1810回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1810回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年9月14日から
平成18年9月20日まで
- 6 抽せん日 平成18年9月22日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年9月27日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	2本
3 等	10,000円	250本
4 等	1,000円	25,000本

5	等	100円	250,000本
---	---	------	----------

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1811回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1811回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年9月20日から
平成18年10月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年9月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000円	830本
2 等	10,000円	1,500本

3	等	500円	250,000本
4	等	100円	500,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1812回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1812回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年9月21日から
平成18年9月27日まで
- 6 抽せん日 平成18年9月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年10月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数

1	等	10,000,000円	2本
1	等の前後賞	1,000,000円	4本
1	等の組違い賞	50,000円	48本
2	等	500,000円	1本
3	等	100,000円	50本
4	等	10,000円	2,500本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1813回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成18年10月5日から
平成18年10月11日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 126,900,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,632,890円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 23,400,000円
- 8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1814回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成18年10月11日から
平成18年10月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 301,630,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,504,735円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 57,750,000円
- 8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第1815回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年10月12日から
平成18年10月18日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 126,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,354,640円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,400,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年7月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1816回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 4 発 売 期 間 | 平成18年10月19日から
平成18年10月25日まで |
|-----------|--------------------------------|

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 106,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,489,465円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,500,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年7月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1817回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年10月26日から
平成18年11月8日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 301,840,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,314,370円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 57,750,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年7月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1818回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 900,000,000円

1組10万通 45組

3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間 平成18年10月26日から

平成18年11月8日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 399,800,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 78,105,090円

7 その他発売経費 発売総額に対し 48,690,000円

8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1819回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 平成18年11月9日から

平成18年11月15日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,400,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,586,590円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円

8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1820回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 平成18年11月16日から

平成18年11月22日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,900,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,529,365円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円

8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1821回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年11月22日から
平成18年12月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 258,660,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 54,281,430円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 49,500,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年7月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1822回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 400,000,000円
200万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年12月7日から
平成18年12月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 172,440,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,181,320円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 33,000,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年7月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 名 称 | 第1823回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年12月7日から
平成18年12月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 106,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,691,590円 |

- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円
 8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1824回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 700,000,000円
 350万通
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成18年12月14日から
 平成18年12月27日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 301,700,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,415,800円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 57,750,000円
 8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

- ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において
 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1825回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円
 1組10万通 70組
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成18年12月21日から
 平成19年1月4日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 625,200,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 121,761,885円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 75,740,000円
 8 受託申請期限 平成18年7月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1826回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 1,600,000,000円
 800万通
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成18年12月28日から
 平成19年1月16日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 689,920,000円

6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 144,664,800円

7 その他発売経費 発売総額に対し 132,000,000円
8 受託申請期限 平成18年7月14日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・6・5	2541	告 示	1110	5		○	4		○市役所	●し役所

--	--